

広島県告示第千十号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和五年八月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第七七十八号
所在地	特定農業用ため池の名称 常屋池外四箇所（別表一のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第四百三十号
所在地	特定農業用ため池の名称 谷口池外二箇所（別表一のとおり）

別表一は、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。